

鹿児島商工会議所 広告同封サービス 実施要領

1. 本サービスは、鹿児島商工会議所(以下、「甲」という。)の会員企業(以下、「乙」という。)の発展に資することを目的とする。本サービスの利用者は甲の会員及び行政または公共団体とする。ただし、会費未納の会員についてはこの限りでない。
2. 本サービスは、甲の発行する「鹿児島商工会議所会報 アイム」(以下、会報という)に乙の販売促進のための書類等を同封するものであり、同封する書類等の内容及び利用に対して信用を供与するものではない。
3. 次の各号に定める業種又は事業者の広告は同封しない。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める「風俗営業」及び「性風俗関連特殊営業」並びにこれらに類似する業種や事業者
 - (2) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法(昭和23年法律第205号)、薬事法(昭和35年法律第145号)に抵触する事業者や法律の定めのない医療類似行為を行う施設
 - (3) 上記の規制対象以外で、社会問題となっている業種や事業者
 - (4) 消費者金融取引や商品先物取引またはこれらに類するもの
 - (5) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
 - (6) たばこに係るもの
 - (7) ギャンブルに係るもの(宝くじに係るものを除く。)
 - (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
 - (9) 各種法令に違反しているもの
 - (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - (11) その他、適当でないと思所が判断するもの
4. 次の各号に定める内容の広告は同封しない。
 - (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 公序良俗に反するおそれがあるもの
 - ウ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - エ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - オ 誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くおそれがあるもの
 - カ 虚偽の内容を表示するもの
 - キ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - ク 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - ケ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - コ 社会問題等に関するもの
 - サ 人材の募集等に関するもの
 - シ 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - ス 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - セ 責任の所在が明確でないもの
 - ソ 広告の内容が明確でないもの
 - タ 当所の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - チ 他の利用者、第三者または、当所に不利益を与えるもの

- (2) 広告申込時または広告の表示期間中において、広告内容に関する法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反したもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないと当所が判断したもの
5. 広告チラシ同封については、所定の申込書に必要事項を記入し、チラシ原稿をあらかじめ当所に提出して、承認を受けなければならない。承認は本実施要領に定める基準に基づいて行う。なお、サービス実施予定月において、申込企業が揃わない等、やむを得ない事情が生じた場合、当該実施月を繰り延べることができる。
 6. チラシ及び広告の内容に関する責任は全て乙に帰属する。本サービスの利用により生じたトラブルは乙の責任において解決し、甲は一切の責任を負わない。
 7. 会報は毎月 1 回 1～5 日に発行する予定であるが、諸般の事情により遅れる場合もある。発行日によって、乙にトラブルや損害等が発生した場合にも、甲は一切の責任を負わない。
 8. 利用料金は甲が別途定める料金体系に基づき、当該書類を同封した会報発行月の末日までに支払いを完了すること。
 9. 「会報」に同封する書類等は、原則としてチラシとする。サイズは A4 版とし、B4・A3 版の場合は二つ折り、B3・A2 版の場合は A4 サイズ以下に折った状態で納品することとする。
 - 1 1. 会報に同封するチラシは必要部数を同封月前月の 15 日までに当商工会議所へ納品することとする。会報の発行部数は会員数によって増減するため、同封するチラシの必要部数については申込み完了後、こちらから通知する。また、残部が生じても返却しないこととする。万一、甲の定める期日までに納品が間に合わない場合はいかなる理由においても同封は出来ない。
 - 1 2. 本サービスは毎月 10 社（申込先着順）までとし、利用月が乙の希望にそえない場合がある。また、同封の順番も順不同として乙の希望にはそえない。申込締切日は同封希望月の前々月 15 日とし、締切日を過ぎてからのキャンセルについては、乙はいかなる理由においても甲が定める算出基準のキャンセル料を支払わなければならない。
 - 1 3. 本運営規定内容に同意した場合、下記に署名押印し、同封希望月の前々月 15 日までに担当部署へ郵送または持参すること。
(本同意書は利用初回のみ提出とする。実施要領を改定した場合には、再度提出を求める。)

注) 利用料金表 (1 回・税込)

A 4	66,000 円
B 4・A 3	88,000 円
B 3・A 2	110,000 円

※チラシ作成は各社負担

キャンセル料

納品締切日 5 日前までに当所に連絡があった場合	利用料金の 50%
納品締切日 4 日前～前日までに当所に連絡があった場合	利用料金の 80%
納品締切日当日に、納品がなかった場合	利用料金の 100%

【本件に関する問合せ先】

鹿児島商工会議所 企業支援部 経営支援二課

T E L (099) 225-9534

F A X (099) 227-1977

E-mail shien2@space.ocn.ne.jp

※ ご記入いただきました個人情報については、本サービスに関する連絡以外には利用いたしません。